

申請から採択、事業完了までの流れ

01 書類の入手

当財団ホームページより、申請書類をダウンロード

こちらから▶



02 事前相談

申請内容について、申請書を提出する前に一度ご相談ください

03 申請

提出書類 ◆様式第1号
◆団体の規則や会則、定款（役員名簿もしくは会員名簿を含む）
◆団体の活動内容や予算規模がわかるもの（総会資料もしくは事業・収支報告書など）
◆その他、補足のために必要な資料（1～2枚程度） ※任意

04 審査会

日程については内面をご確認ください。

05 交付決定

採否結果及び交付決定を通知
【結果通知】3月31日(火)（予定）

06 事業実施

●成果物に「周南市ふるさと振興財団助成事業」と明記
●実施事業について、団体名・事業内容などの公開

07 実績報告

事業完了後、事業報告書（様式第5号）を提出
【提出期限】事業完了日から20日以内 または 令和9年3月31日
のいずれか早い日

08 額の確定

実績報告の審査後、交付額が確定したら、助成金確定通知書にて通知

09 請求

額の確定通知を受取後、助成金請求書（様式第7号）を提出

10 支払い

※やむを得ない理由があると認める場合、概算払も可能

Q&A

Q：申請書類が完成していませんが、相談に行ってもいいですか？
A：申請書類が未完成でもご相談いただけます。早い段階からのご相談也大歓迎です！

Q：交付決定後に事業計画の一部が変更になった場合、どうすればいいですか？
A：変更内容によっては、変更承認申請書をご提出いただく必要があります。変更が生じそうな場合はお気軽にご相談ください。

Q：立ち上げたばかりの団体で、会則がありません。どうすればいいのでしょうか？
A：申請締切までに会則を作成し、提出していただければ問題ありません。

その他ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

令和8年度 しゅうなん元気活動支援事業助成金

助成対象期間

令和8年4月1日 水



令和9年3月31日 水

の期間に実施する事業

対象団体

主に周南市において市民活動を推進する団体

助成事業

活動の第一歩として新たに行う事業、
または新たな展開を図ろうとする事業

問い合わせ・申込先

公益財団法人 周南市ふるさと振興財団
助成金担当

〒745-0045 周南市徳山港町1-1
TEL 0834-33-7701
FAX 0834-31-3655
MAIL info@furusatoshunan.com

詳細は内面へ



周南市内で活動する市民活動団体の自主的な活動に必要な経費の一部を助成することにより、市民活動の促進を図り、もって市民主体の活力ある地域社会の実現に寄与することを目的に、しゅうなん元気活動支援事業助成金交付事業を行います。

本事業の 助成金に対する考え方

助成金は、団体が新しい挑戦や社会的な課題を解決するために行う“事業”を後押しするお金です。

日常の活動費や、既存事業の不足分に対する補填ではなく、明確な目的を持つ、新規性・発展性のある事業に活用いただくものです。将来その事業が自立して継続できるようにするための“助走資金”とお考えください。

申請に関してご不安・ご不明な点がございましたら、お気軽にご相談ください。

対象団体

主に周南市において市民活動を推進する団体
(市民活動団体、ボランティア団体、特定非営利活動法人、コミュニティ推進組織・自治会組織など)

- ＊以下の要件を満たす団体に限ります。
- (1) 過去5年間、本助成事業の採択を受けていないこと
 - (2) 国・地方公共団体から他制度による補助、助成又は委託を受けていないこと
 - (3) 組織の運営に関する規則（会則等）の定めがあること
 - (4) 営利を目的とするものでないこと

対象外団体

- 下記のいずれかに該当する団体
社団法人、財団法人、社会福祉法人、学校法人、公立大学、医療法人、宗教法人、同窓会やスポーツクラブ、労働組合や共済組合などの共益団体
- 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体
- 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体
- 特定の公職（公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三条に規定する公職をいう）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体

助成事業

市民活動団体が**活動の第一歩として新たに行う事業、または新たな展開を図ろうとする事業**で、地域社会が抱える課題の解決に向けて自発的に取り組む事業

事例 | 新たに行う事業

こどもデジクラ夏まつり

団体名 こどもデジクラ夏まつり
実行委員会
総事業費 122,617円
助成額 100,000円

小学生を対象とした、デジタル技術に触れることができる新企画「こどもデジクラ夏まつり」を初開催。デジタル技術に興味を持つきっかけとなる場や、学んだ技術を披露する機会を創出する。



事例 | 新たな展開

戸田地区住民を対象とした灯籠流し事業

団体名 戸田灯籠流しの会
総事業費 122,040円
助成額 100,000円

本行事への来場者及び参加者（灯籠を製作、流してくれる人）の増加に対応するため、資材を購入して安定した足場を製作・設置し、灯籠を流す際の安全性をさらに高める。



助成率

1事業につき 10万円（上限） ＊1,000円単位 (1,000円未満は切り捨て) ＊助成率 10/10以内

《注意》

- ・事業に要する総経費のうち、助成対象となる経費の金額が各事業の上限を超える場合にも助成される金額は10万円以内となります。
- ・審査の結果、申請額に対して満額が助成されない場合もあります。

審査期間・審査会

▶申請受付

令和 8年 1月15日 (木) ～ 令和 8年 2月20日 (金)

▶審査委員会

令和 8年 3月18日 (水) 18:00～

申請団体による事業説明(10分)と、それに対する質疑応答(8分)のプレゼンテーション審査を実施。
申請件数が一定数を越えた場合は、書類審査による第1次選考を行います。

審査基準

審査は、下記の10項目に基づき総合的に判断します。

- 先駆性 ……新しい社会を作り上げるために、期待ができる開拓的なものであるか。
- 問題提起性 ……社会への新たな問題提起につながるか。
- 効果性 ……成果の広がり期待できるか。
- 自立性 ……自己努力による資金確保に努めているか。
- 発展性 ……助成金を受けることで事業が発展するか。
- 展望性 ……継続する展望があるか。
- 現実性 ……実行可能な方法、スケジュール、予算の事業計画であるか。
- 公開性 ……運営の公開、透明性が高いか。
- 予算立案 ……資金計画に無理がなく、明確であるか。
- 地域性 ……活動が地域に寄与しているか。

助成対象経費

費 目	種 類
報 償 費	講師・専門家等への謝礼、調査・研究等に係る報償費等
旅 費	交通費・通行料金・宿泊費等
消 耗 品 費	事務用品や用紙など、消耗用品の購入費
原 材 料 費	資材、種苗等の購入費
印 刷 製 本 費	チラシ、ポスター、報告書等の印刷費
書 籍 購 入 費	書籍等の購入費
筆 耕 翻 訳 費	通訳・翻訳・原稿料等
通 信 運 搬 費	郵送料等の通信、物品の運搬に係る経費
委 託 料 及 び 手 数 料	外部業者や専門家への委託料及び手数料
保 険 料	助成事業の実施に係る保険料
使 用 料 及 び 賃 借 料	会場使用料、会場設営費用、車両・機械等への賃借料等
備 品 購 入 費	助成事業の実施に必要な備品及び器材の購入費
そ の 他 の 経 費	その他理事長が認める経費

＊以下の経費は助成対象外です。

- 懇親会費その他直接経費と認められない経費
- 飲食及び食材の購入に関わる経費全般
- 土地、建物などの取得・整備に要する経費